

沖縄県医師会「産業医部会」設立記念講演会



沖縄県医師会産業医部会 部会長 青木 一雄



沖縄県医師会「産業医部会」設立記念講演会
(令和4年度日本医師会認定産業医制度
生涯(専門)研修会)

日 時：令和5年2月23日(木) 15:00～

場 所：沖縄県医師会館

サテライト会場：宮古地区医師会、八重山地区医師会

会次第

司会：沖縄県医師会 理事 玉城 研太郎

1. 開会

2. 挨拶

沖縄県医師会 会長 安里 哲好

3. 講演

座長：崎間 敦

(1) 沖縄県医師会産業医部会設立までの道のり

沖縄県医師会産業医部会 部会長 青木 一雄

座長：青木 一雄

(2) 産業医支援としての組織化

日本医師会 常任理事 神村 裕子

4. 閉会

この3年余にわたりコロナ禍の影響で医療界を含め社会環境が大きく変化する中で沖縄県医師会産業医部会が船出をすることになりましたが、ここでこれまでの沖縄県医師会産業医部会設立までの道のりについて簡単に触れておきたいと存じます。産業医部会設立に至る道のりは、コロナ禍等の影響もあり、決して平坦で容易なものであったとは言えません。私が琉球大学大学院医学研究科に赴任した平成20年(2008年)4月1日以降、産業保健に関心のある先生方と産業医部会設立に向けての意見交換を度々させていただいておりましたが、残念ながら私が同大学在任中(平成31年(2019年)3月末、定年退職)に県医師会の産業医部会設立の機運が高まることはありませんでした。私が退職した翌月(2019年4月)に「働き方改革関連法」が施行され、産業医・産業保健機能の強化や治療と仕事の両立支援等が組み込まれたことにより、産業医活動に求められる役割や業務が今まで以上に増大し、その職責が一層高まってまい

りました。そのような社会的環境の変化に加え、沖縄県医師会の産業保健担当理事である玉城研太郎先生の強力なリーダーシップと産業医部会設立に向けての熱意により、一気に県医師会における産業医部会設立の機運が高まり、コロナ禍により会議や調整などに多くの制約が課せられた中、県医師会の安里哲好会長、宮里達也副会長はじめ県医師会の役員の方、郡市区医師会の役員の方のご理解、ご協力を得て、令和3年（2021年）6月24日に産業医部会の発足に至りました。その後も新型コロナウイルス感染症の影響で、発足した部会の組織体制や運営方針などを討議する会議の開催日程や部会役員会等の調整に時間を要し、漸く産業医部会発足から1年半後の令和5年（2023年）1月11日に産業医部会役員会の開催に至り、同日開催の産業医部会における役員選出において、部会長に私、青木一雄、副部会長に崎間敦先生が選出されました（担当理事：玉城研太郎先生）。同日の役員選出後の産業医部会において、部会設立を記念した講演会に、日本医師会の神村裕子常任理事（産業保健担当）を招聘し、2023年2月23日15時より、沖縄県医師会館にて産業医部会設立記念講演会として開催することが決定いたしました。なお、沖縄県医師会産業医部会は、産業医部会会則により、「本部会は、沖縄県医師会会員である産業医をもって構成する」ことになっておりますので、認定産業医の有効期限が満了されている先生方を含め、2023年1月末時点で492名の先生方にて構成されておりますこと、申し添えさせていただきます。

2023年2月23日に開催された産業医部会設立記念講演会には、本会場である沖縄県医師会館と2ヶ所のサテライト会場（宮古、八重山会場）に計59名の先生方にご参加いただくとともに、本会場からのライブweb配信にて聴講していただきました先生方も7名おり、計66名の先生方にご参加いただきました。この場を借りて、ご参加いただきました66名の先生方に心よりお礼申し上げますとともに、今後も沖縄県医師会産業医部会の活動にご支援、ご助力い

たきますようお願いする次第です。

産業医部会設立記念講演会は、沖縄県医師会理事玉城研太郎先生の司会により進められ、先ず沖縄県医師会産業医部会の設立に多大なご尽力をされた、沖縄県医師会長の安里哲好先生のご挨拶により講演会が幕開けとなり、続いて講演会の前段として、私、青木一雄から、「沖縄県医師会産業医部会設立までの道のり」及び「現在の産業保健の課題と今後の展望」について、30分ほどお話をさせていただきました。

引き続き講演会の後段となり、記念講演会のメインスピーカーである日本医師会常任理事の神村裕子先生による「産業医支援としての組織化」とのタイトルにて60分の講演をしていただきました。神村先生は、昭和54年（1979年）3月に医学部をご卒業になられ、大学病院で研修（内科、放射線科）をされた後、内科の医師として病院でのご勤務を経て、平成26年（2014年）9月より株式会社わーく労働衛生コンサルタントの代表取締役（産業医）としてご活躍中の先生であります。この間、山形県医師会の役員（理事、常任理事、副会長）をお務めになるとともに、日本医師会の代議員、令和2年（2020年）6月27日から現在に至るまで日本医師会常任理事としてご活躍中の先生です。

以下、簡単にご講演内容の概要を述べてみたいと存じます。ご講演は、「産業医支援としての組織化」のタイトル（5つのサブテーマ）にてお話いただき、今後の沖縄県医師会産業部会の役割と方向性を整理するには、非常に有意義な講演となったのではないかと考えております。

1. **産業保健の歴史**では、エジプト（紀元前16世紀）、ギリシア（紀元前4世紀）に遡りご説明いただき、続いて17世紀イタリアのラマツィーニ（医師）（1633.11.5～1714.11.5）の「働く人の病」をご紹介いただくとともに、本邦における職業病（鉱内労働者の早世、繊維産業の女子・年少者の長時間深夜労働と低賃金の過酷な労働者に結核が蔓延したこと）の事例をご紹介いただきました。これらのことが、後の工場法（大正5年（1916年））の制定に繋がり、そ

の後、工場法に基づく省令「工場危害予防及衛生規則」(昭和13年(1938年))により、常時500人以上を使用する工場の工場主(事業主)に工場医を選任させる義務を課し、工場医に工場の衛生に関する事項を掌る者と位置付け、月1回の職場巡視と年1回の健康診断を行うように規定された、との説明がありました。戦後、労働基準法(昭和22年(1947年))が施行され、「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」の労働衛生の3管理及び「安全衛生教育」を総括的に実施管理する労働衛生管理体制が整備されました。この時点では、「医師である衛生管理者」と「医師でない衛生管理者」の2種類の衛生管理者が存在していましたが、高度経済成長による労働者の職場環境や作業自体が大きく変化したことなどに対応するため、労働安全衛生法(昭和47年(1972年))が施行され、この時「医師である衛生管理者」から日本医師会の提案していた「産業医」へ変更されました。労働安全衛生法の施行以来、産業構造の変化や急激な機械化やIT化を含む技術革新等により、労働衛生概念も戦後から今日に至るまで大きく変化してきているのはご承知の通りであります。これらの変化に伴い産業医業務や産業保健の重点課題も変化してきており、このような変化に対する確に対応することも産業医に求められていると思っております。

2. 日本医師会認定産業医制度、産業医の現状では、日本医師会認定産業医制度の概要についてご説明があり、本制度は、産業医の資質向

上と地域保健活動の一環である産業医活動の推進を図る目的で制定されていること、そしてこれらを支えるための基礎研修、更新研修等についてもお話がありました。また、認定産業医研修会のテーマについて、開催頻度が多いものとして、安衛法改正、働き方改革、メンタルヘルス、健康管理、両立支援などであるとの説明がありました。さらに産業医の職務について優先順位を付けて分かりやすく説明していただいたため、産業医の先生方にはご自身の産業医活動の優先順位を決める際の参考になったのではないかと考えております。先生はご講演において、産業医業務の優先順位1(産業医が行うべき業務)として、職場巡視、衛生委員会への参加、健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認すること、優先順位2(産業医が行うことが最も適切な業務)として、就業上の措置に関する意見を述べること、長時間労働者に対する面接指導を行うこと、ストレスチェックの結果に基づき労働者の面接指導を行うこと、優先順位3(産業保健スタッフや外部機関の協力を得て産業医の業務負担が軽減できる業務)として、健康診断の実施と結果に基づく労働者への保健指導、ストレスチェックの実施と結果に基づく集団分析、面接指導等の記録を保存すること、作業環境測定の結果を確認し、職場環境改善についての意見を述べること、職場や作業の快適化、労働衛生教育、その他の健康管理・健康相談・健康の保持増進などの説明がありました。



一方、これまでに誕生した認定産業医の総数は、日本医師会認定産業医 2022 年 10 月 27 日の更新データによると、107,315 人（死亡、失効等を含む）であり、そのうち有効者数は、70,208 人であること、研修会開催実績では、年平均 2,559 回の開催があったこと、などの説明がありました。認定産業医の日本医師会会員と非会員比率は、69% 対 31%、開業医と勤務医比率は、34% 対 62%、活動実態は、産業医として活動している先生と活動していない先生の比率は、48% 対 52% であった、との説明がありました。その他、認定産業医の都道府県別、年齢階級別活動状況、委嘱を受けている事業場数、産業医活動の実態調査、組織活動調査など興味のある資料のご提示がありました。また、産業医が直面している課題として、産業医不足、業務の多様化・負担増、不適正な報酬、産業医の地位向上及び情報提供などが挙げられ、これらの課題に対して、それぞれ順に産業医の相談窓口、未経験者向けのサポート、契約交渉事務代行サポート、事業場斡旋及びキャリア形成などを行うとともに、日本医師会として産業医を守ることを目的に産業医の全国組織化（体系的な活動支援）に取り組んでいる、とのことでした。これらの課題に対して活動支援を体系的に進めるために、全国医師会産業医部会連絡協議会では、スキルアップ、情報提供、相談対応、事業場斡旋、活動支援のテーマごとに事業展開を行っていること、さらに全国医師会産業医部会連絡協議会のホームページも開設され、研修会情報や Q&A、関係団体からの情報なども web にて閲覧可能になっている、との情報が提供されました。一方、近年社会的に関心の高い倫理的問題についても触れていただき、日本医師会認定産業医綱領において、使命、人格の保持、資質の向上、自律の尊重、関係者との協調、秘密の保持、誠実な契約履行について明記されている、との説明がなされました。

3. 働き方改革への道のりについて、1998 年の研修医過労死事件では、2005 年の最高裁判決により、「研修医は労働者である」が確定し

たこと、1999 年の小児科医過労自死事件では、2010 年の最高裁にて、「医師不足や医師の過重負担を生じさせないことが国民の健康を守るために不可欠である」として和解勧告が出された後、和解が成立した、とのご紹介がありました。続いて勤務医の過酷な労働時間の実態、過労死等防止対策推進法についての説明がありました。過労死防止については、生活時間配分と健康障害、ワークライフバランスとうつ病スコアの関係（ワークライフバランスが悪いとうつ病スコアは大きく上昇する）、労働時間とうつ病スコアの関係（労働時間が増えてもうつ病スコアの上昇は軽度である）について触れていただき、私たち産業医に参考になる情報を提供いただきました。これらの事例や研究結果のご紹介に続き、働き方改革関連法（2018 年 6 月 29 日）が成立したこと及び産業医・産業保健機能が強化（労働安全衛生法等の改正、2019 年 4 月～）されたこと等の改正労働安全衛生法により、「労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択し、多様で柔軟な働き方を実現」することができるような社会を目指している、との説明がありました。

4. 医師の働き方改革と地域医療では、医師の時間外労働規制と各水準の医療施設の指定と適用を受ける医師、これらの B 水準、C 水準の医療施設の医師に対しては時間外労働の時間に応じて追加的健康確保措置として講習を受けた医師（産業医を含む）による面接指導を受けさせること、とされており、面接指導の実施方法についても丁寧に説明していただきました。また、地域医療を強靱で確固たるものとするためには、地域医療における連携・協力体制を整え、強化することが不可欠であり、医師会の役割である国民の生命と健康を守ること、医師の医療活動を支えること、の 2 つの役割の成就に向け組織として医師会が存在し活動している、との説明がありました。また医師会の組織率の推移についても触れていただき、2000 年前後の組織率が 60% であったのに対し、2020 年には

51.2%に低下していること、郡市区医師会入会率や日医入会率には、地域差があること、などの説明があり、医療現場の先生方の意見や率直な考えを政策決定の場に届けるためには、医師会活動を行うことは重要であり、またその役割は大きく、医師が活躍するプラットフォームの役割を果たすことが医師会の役割ではないか、とお話されていました。また、日本医師会として厚生労働省における医師の働き方改革に関する議論においても、医師の役割を踏まえ積極的に関わってきた、とのお話がありました。さらに日本医師会医師賠償責任保険についての説明では、民間保険と比較しながら丁寧にご説明をしていただきました。さらに、現在、日本医師会では医師資格証の普及拡大に向けて積極的に活動しているとお話もありました。

5. 産業医・産業保健が直面している問題においては、講師の神村先生も構成員として参加されている、令和4年（2022年）10月に発足した「産業保健のあり方に関する検討会」（厚生労働省労働基準局）についてご紹介があり、この検討会の中で日本医師会は、①産業医が職場を診て、産業保健活動を統括すること、②50人未満の事業場での産業保健活動を充実強化すること、③産業医の管理下での産業保健活動が不可欠であること、④将来を見据えて慎重に検討すること、以上4点を中心に主張している

とのことでした。また、日本医師会産業保健委員会での検討事項として、今期の会長諮問である、「認定産業医制度のあり方と新しい化学物質管理における産業医のあり方」に加え、認定産業医研修会の研修方式の多様化、研修会の積極的開催、産業医の質の向上、などについて鋭意検討中である、とのお話があり、今後も労働者の「安全と健康の確保」及び「快適職場の形成」に向けて産業医活動を充実すべく日本医師会としても活動していく、とのお話があり、予定のご講演時間（60分）となりました。ご講演後に産業医部会の先生方から多数のご質問をいただき、座長（青木一雄）の不手際で時間を大幅に超過する中、神村先生には丁寧にご回答いただきました。ご質問のいくつかをご紹介しますと、沖縄県における教員の時間外勤務時間の長さやメンタルヘルス不調等で休職されている方が多いことに対する解決方法、教育現場への産業医の選任率が低いことに対する問題提起、教育現場への産業保健関連予算措置を講じる必要があること、などのご質問とコメントがあり、神村先生からは、引き続き日本医師会としてもこれらの教育現場の産業保健の諸課題について関係諸機関と協議していくとともに、問題意識をもって解決に向けて取り組んでいくとの回答がありました。また、産業医業務の多様化と責任の重さが年々増加していることに対する懸念（コメント）及び医師賠償責任保



険で産業医業務も賠償責任保険の対象となり得るか、とのご質問に対しては、ご講演をもとに分かりやすくご回答いただき、前段のご質問には、ご講演された産業医業務の優先事項を参考に真摯に業務を遂行すれば問題ないこと、後段のご質問に対しては、日本医師会の医師賠償責任保険においては、産業医活動も保険の対象に含まれている、との説明がありました。また、産業医業務に健康診断結果を確認して、就業区分判定を行うが、健康診断結果のみで就業の可否、就業上の措置等を決定するには、無理があるのではないか、とのご質問に対しては、就業上の措置を要する可能性のある健康診断結果の労働者に対しては、まずは受診を促し、その臨床的な結果を踏まえて産業医として判断するのがよろしいのではないかと回答をしていただきました。さらに睡眠と労働との関連についてもご質問があり、睡眠健康を向上させる取り組みは重要な問題であるとのご認識を述べられ、トラック業界など一部の業種・業界においては、積極的に睡眠障害についての取り組みが行われている、との回答がありました。本講演においては、質疑応答時間を十分に確保したスケジュールを組んでいただいておりますが、産業医にとって関心の高いテーマのご講演であったため、ご質問されたい先生方が多く予定の時間を大幅に超過してしまいましたこと、講師を務められました神村先生はじめご参加いた

だきました先生方にお詫び申し上げます。講演会ご参加の先生方で、まだご質問をされたい先生がおられたかもしれませんが、大幅に時間が延長していたこともあり、ご質問が一段落したところで、沖縄県医師会産業医部会設立記念講演会における神村先生のご講演を閉じさせていただき、会場の先生方から謝意を表す万雷の拍手とともに、神村先生はご降壇されました。最後に産業医部会の設立と本記念講演会の開催にあたり多大のご支援、ご協力を賜り、本講演会の司会・進行をお務めになられました、沖縄県医師会理事の玉城研太郎先生より閉会の辞があり、本記念講演会は盛会裏の中で閉会いたしました。

最後になりましたが、ご多忙の中、本記念講演会の講師を快くお引き受けいただき、東京(山形)から沖縄に足を運んでいただき産業医部会の先生方に有益かつ貴重なご講演をしていただきました神村裕子先生に衷心より感謝する次第です。また、沖縄県医師会産業医部会設立記念講演会の冒頭から最後までご参加いただきました、沖縄県医師会長の安里哲好先生、副会長の宮里達也先生、琉球大学病院長の大屋祐輔先生、健康づくり財団附属診療所の金城幸善先生、金城忠雄先生、並びにご参加いただきました先生方に衷心より感謝申し上げ、記念講演会の印象記とさせていただきますたく存じます。



印象記

「産業医部会設立記念講演会」

産業保健担当理事 玉城 研太郎



2019年4月4日、日本医師会の都道府県医師会産業保健担当理事連絡協議会が開催され、当時の日本医師会産業保健担当役員の松本吉郎常任理事（現日本医師会会長）の講演をWebで拝聴した。産業医部会が全国都道府県医師会で20程設置されており、今後産業保健の強化を鑑みると部会の設置は重要である、といった内容のご講演であった。2019年当時沖縄県医師会では“委員会”はあったのだが、部会への格上げの意義が今一つピンとこなかったため、松本先生に「先生のご講演の中で、各都道府県医師会で産業医部会に関するお話がございましたが、当県では委員会はございますが、部会への格上げのメリットは如何でしょうか？ご教示頂きますと幸いです。」と質問を投げかけてみた。いささか失礼で不躰な質問で、いやはや申し訳ないなあと思ったところ、質問を送って1分もしないうちに松本先生からお電話がかかってきた。働き方改革関連法が改正される中で、産業保健分野の強化が大変重要で、産業医の組織化を行うことで、産業医の質の均てん化、各専門分野への相互コンサルト機能、産業医派遣業務や産業保健活動への予算の確保などなど、電話越しに直接ご指導を頂いた。“沖縄県医師会でも産業医部会を設置しなければなあ”と、松本先生にご指導頂いた内容を沖縄県医師会理事会でプレゼンを行い、産業医部会設立に向けた準備委員会が発足した。

2020年より準備委員会で検討を始める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、準備委員会開催も大幅に遅れることになった。どうにか2021年の沖縄県医師会臨時代議員会にて産業医部会発足の承認を頂いたものの、設立記念講演会を行うことが出来なかったが、ようやく2023年2月23日に日本医師会の神村裕子常任理事をお招きして「沖縄県医師会産業医部会設立記念講演会」を開催することができた。この日を迎えることができ大変嬉しく、沖縄県医師会の理事の先生方や事務局の皆様、産業医部会発足にご尽力頂きました先生方に心より感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

設立記念講演会では、まず初めに沖縄県医師会安里哲好会長よりご挨拶を賜った。65歳未満の働き盛り世代の健康状態の改善が喫緊の課題の中で、沖縄県医師会で産業医部会が設立され本格的に活動を開始することに変期待をする、と力強い激励を頂いた。続いて講演会では、産業医部会副部会長の崎間敦先生のご司会のもと、部会長の青木一雄先生より「沖縄県医師会産業医部会設立までの道のり」と題してご講演を頂いた。先述の沖縄県医師会産業医部会発足までの道のりと、沖縄県で産業医部会発足の意義や今後の役割に関してご講義頂いた。そして今回のメインの講演となる、日本医師会産業保健担当役員の神村裕子日本医師会常任理事より、「産業医支援としての組織化」と題してご講演を頂いた。産業医の組織化といっても十把一絡げではなく、その土地土地にあった産業保健活動が重要だとお話があった。都市部と地方都市でも活動の仕方は全然違い、また各都道府県の産業構造の違いでも、産業医部会の在り方が変わってくる。沖縄県では第三次産業が多く、加えて働き盛り世代の健康状態の悪化に関しても、部会を中心に取り組む必要がある、とお話を頂いた。更に50人未満の事業所が多数を占める沖縄県では、産業医活動から多くの事業所が外れることになり、その対策として、複数の事業所が集まる“組合”単位での産業保健活動も今後は考えていかないといけないとご説明があった。また会場から多くの質疑が

あり、沖繩県医師会産業医部会に対する期待の大きさを感じた次第であった。

令和4年8月30日に沖繩労働局より、令和3年度の職場における定期健康診断実施結果で有所見率11年連続全国ワースト1位という大変不名誉な結果の発表があった。加えて12月24日の県内紙で大々的に報じられた沖繩県の平均寿命では、男性は前回36位から全国ワースト5位、女性も前回7位から16位まで下がってしまった。65歳以上の健康状態は全国的に見ても大変良いのだが、65歳未満の働き盛り世代の健康改善が沖繩県では喫緊の課題であり、このような状況の中でこの度「沖繩県医師会産業医部会」が発足し設立記念講演会を開催できたことは大変意義深いことだと思っている。沖繩県医師会では沖繩県行政、沖繩労働局、産保センター、協会けんぽと5者協定を結び、働き盛り世代の健康復活 Project を展開しているが、まさしく産業医部会がこの Project の中心となっており、旗振り役として、また実働部隊として本活動に取り組んでいくことが出来たら幸いである。

印象記



沖繩県医師会産業医部会 副部長 崎間 敦

沖繩県民の健康状態を俯瞰すると、青壮年層の早世率の高さに加えて、世代間の平均余命のギャップ、男女間の平均寿命のギャップが大きい。1990年代後半より青・壮年期における循環器疾患の危険因子である生活習慣病の急増、肝疾患や脳出血を含む高血圧性疾患の年齢調整死亡率が全国よりも高いことが挙げられている。高齢者が長寿である一方で、合計特殊出生率が高い。都道府県別年少人口比率が最も高い。つまり、長寿と子の生み育てが両立している一方で、離婚率や一人親家庭率も高い。県民の平均所得や最低賃金の低さ、失業率の高さなど、社会経済的な指標では厳しい状況にある。このような沖繩県民の健康課題の方略のひとつとして、働き盛り世代の健康を支援する産業医・産業保健機能の強化があげられる。また、平成31年4月に「働き方改革関連法」が施行されたことより、産業医活動に求められる役割や業務が今まで以上に増大し、その責務が一層高まってきている。

そのような社会情勢の中、令和元年9月より沖繩県産業医研修連絡協議会および準備委員会等において、沖繩県医師会産業医部会（以下、産業医部会）発足に向けた活動が開始された。産業医部会設立準備委員会委員を中心として、産業医部会設立に関する多くの議論が交わされた。令和3年6月24日、第220回沖繩県医師会定例代議員会において産業医部会の設置が承認され、同日に部会が発足した。新型コロナ感染拡大の影響により、部会発足から1年半を経て令和5年1月11日に第1回の産業医部会を開催し、独立行政法人労働者健康安全機構沖繩産業保健総合支援センター所長の青木一雄先生が部会長に選出された。令和5年2月23日、沖繩県医師会館（サテライト会場：宮古地区医師会、八重山地区医師会）において、ハイブリッド形式の産業医部会設立記念講演会が開催された。講演1の青木部会長による「沖繩県医師会産業医部会設立までの道のり」では、青木部会長によるわが国の産業医・産業保健の動向、なぜ沖繩県で産業保健の機能強化が必要か、産業医部会のミッションについて概説頂いた。